

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項に規定する試験を次のとおり実施します。

平成二十五年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成二十六年二月十五日（土曜日） 午前九時三十分から

2 場所 奈良市西木辻町五七番地の一 奈良理容美容専門学校

二 受験手続等

1 受験願書の配布

平成二十五年十一月十五日（金曜日）から消費・生活安全課、郡山保健所、葛城保健所、桜井保健所、吉野保健所、内吉野保健所及び奈良市保健所において配布します。

2 受験願書の受付日時及び受付場所

受付日時	受付場所
平成二十五年十二月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで 午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）	消費・生活安全課 郡山保健所 葛城保健所 桜井保健所 吉野保健所 内吉野保健所 奈良市保健所

3 受験願書の提出方法

受付場所に持参してください。

三 受験手数料

七千七百円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付してください。）

四 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに必要事項を通知します。

五 合格者の発表

平成二十六年三月三日（月曜日）午前十時

合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに、本人に通知します。

六 その他

- ・この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三〇 奈良県くらし創造部消費生活安全課（〇七四二―二七―八六七四）において受け付けます。